

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		藤沢労働総合（２６）建築改修その他工事
工事種別		建築工事
工事場所(都県)		神奈川県
工事場所(市区町村)		藤沢市 朝日町５－１１、５－１２
工事概要		敷地面積 1,528m ² 1. 建物 1) 庁舎 構 造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上４階 地下１階 建築面積：約 850m ² 延べ面積：約 3,050m ² 用 途：庁舎 工事内容：建具改修、内装改修、外構改修、樹木 電気設備改修、機械設備改修
担当事務所		横浜営繕事務所
公示日／申請書等の 期限日／開札日		R8. 9. 15 / R8. 10. 15 / R8. 11. 26
工 期		契約締結の翌日から令和９年７月３０日まで
入札契約方式／落札方式		公募型指名競争入札（営繕評価型）／建設リサイクル法対象工事／（見積活用方式）
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築工事 Ｃ等級又はＢ等級
	本店・支店・営業所 の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成２３年４月１日以降の期間に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （ア） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の内装改修を含む工事 （イ） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物（躯体、外装、内装のすべてを含む。）の新築又は増築工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。 施工実績を２件申請した場合、１件の施工実績が確認できれば施工実績として認める。また、軽微なもの（請負代金額が５００万円未満の工事）は、実績として認めない。経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有すること。

「藤沢労働総合(26)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

【工事の概要】

本工事は、藤沢労働総合庁舎（神奈川県藤沢市朝日町5-11、5-12）において、設備配管より水漏れや機器の不具合が頻繁に発生していることから、便所等の内装及び給排水衛生設備の改修等を行うものです。

(1) 主な工事内容

- ・ 建築改修 便所等の内装改修及び建具改修、外構改修
- ・ 機械設備改修 便所等の改修に伴う給排水衛生設備改修
- ・ 電気設備改修 便所等の改修に伴う照明設備改修

(2) 施工時期、施工条件

- ・ 施工条件、施工日、施工時間については、現場説明書（現場及び技術に関する事項）を参照。
- ・ その他の仮設、養生、作業範囲については、「仮設設備等計画図」（K-01 図～K-04 図）及び「参考図」（01 図～03 図）を参照。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・ 法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 入札時積算数量書活用方式の適用

- ・ 発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3) 施工条件等の円滑な協議

- ・ 契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です）

(4) 工事関係図書等の効率化

- ・ 本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5) 多様な働き方について

- ・ 本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休2日を前提に工期を設定しています。

(6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

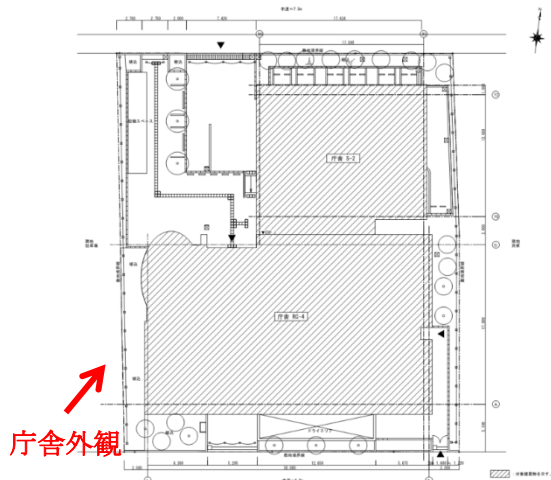
- ・ 現場施工に着手するまでの期間（開札日から30日間を予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

(7) 見積活用方式の試行

- ・ 工事の実勢価格を予定価格へ適切に反映するため、本工事の一部に関して見積書を提出し、その妥当性が確認できた場合には予定価格作成のための参考とします。

(8)適切な工期の確保について

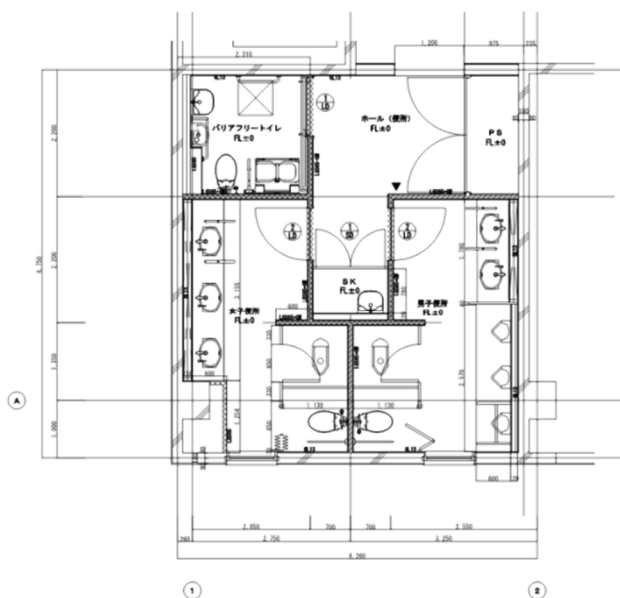
- ・本工事においては、資機材及び機器等（以下、「機器等」という。）について、標準的な納期を元にした工期としています。昨今の機器等の納期遅延により、工期内に工事が完成できない等、工期の延期等についての申し出等があった場合には、適切に協議に応じ、工事の一時中止等の適切な措置、及び状況に応じて必要な契約変更を実施します。



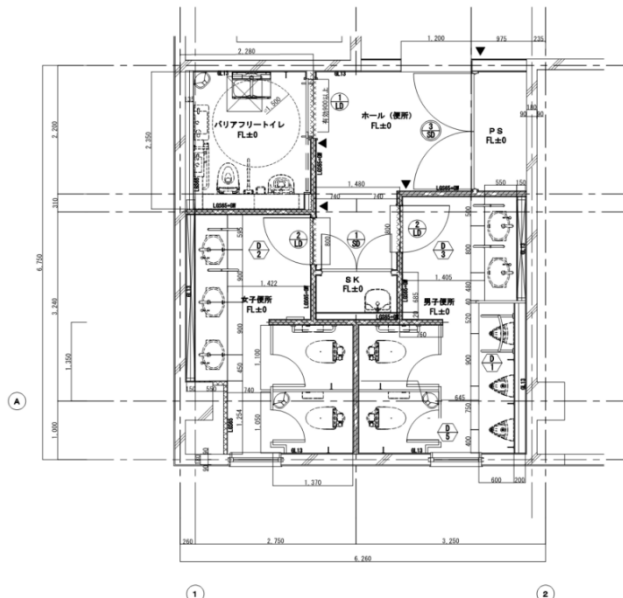
配置図



庁舎外観



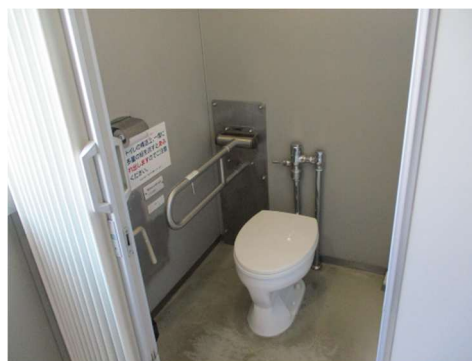
便所平面図 (改修前)



便所平面図 (改修後)



便所 (和便器)



便所 (洋便器)